

料金徴収業務委託契約書

収入
印紙

1. 委託業務名 第二みちのく有料道路料金徴収業務委託
2. 業務場所 上北郡おいらせ町地内
3. 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
4. 委託料 ¥.
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥.)
5. 契約保証金 ¥.

上記の業務について、委託者（甲） 青森県道路公社（以下「甲」という。）と受託者（乙）（以下「乙」という。）は、別紙の条項によって委託契約を締結した。

保証人（丙）（以下「丙」という。）は、乙がその債務を履行できない場合において、その履行の責を負うものとする。

保証人（丁）（以下「丁」という。）は、乙が第20条に規定する損害賠償を履行できない場合において、乙に代わってその履行の責を負うものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を4通作成し、当事者記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（甲） 青森市新町二丁目4番1号
青森県道路公社
理事長 鈴木 潔

受託者（乙） 住所
氏名

保証人（丙） 住所
氏名

保証人（丁） 住所
氏名

(総則)

第1条 甲は、頭書の委託料をもって次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 料金所において、通行車両に対し所定の料金を請求すること。
- (2) 料金所において、通行車両から所定の料金又は回数券等を徴収すること。
- (3) 徴収した料金を甲の指定する金融機関の口座へ入金すること。
- (4) 料金所において、アメリカ合衆国駐留軍が発行する軍用車両有料道路通行証明書を受領すること。
- (5) 甲が別に指定する料金を徴収しない車両の通行を確認すること。
- (6) 管理事務所及び料金所において、回数券を販売し、代金を受領すること。
- (7) 不法に料金を免れた者があるときは、別添仕様書に定めるところにより、必要な措置をとること。
- (8) 前各号に付随する事務を行うこと。

(契約の履行)

第2条 乙は、この契約に定めるもののほか、別添仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理しなければならない。

(保証人)

第3条 乙は、業務を履行することができない場合に、自己に代わって自ら業務を履行することを保証する他の業者を保証人（丙）として立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、甲の定める基準において乙と同等以上の資格及び能力を有すると認められる者でなければならない。
- 3 乙は、第20条に規定する損害賠償を履行できない場合に、自己に代わって自ら損害賠償を履行することを保証する者（契約者の代表取締役）を保証人（丁）として立てなければならない。

(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。ただし、第18条による履行期間の変更については、この限りでない。

(賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

第5条 甲又は乙は、履行期限内でこの契約の締結の日から1年を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、この条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約の締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 3 予期することのできない特別の事情により、履行期限内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。
- 4 前各号における委託料の変更については、甲乙協議して定める。

(委託料の支払い)

第6条 乙は、別表1に定める毎月の委託料を翌月10日までに甲に請求するものとし、甲は乙の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部もしくは一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(料金の徴収時間)

第8条 乙が料金を徴収する時間は、0時から24時までとする。ただし、甲の指示によりこの時間を変更することができるものとする。

(監督員)

第9条 甲は、監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 業務の適正かつ円滑な実施のための乙又は乙の現場代理人に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙又は乙の現場代理人との協議

(4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を乙に通知するものとする。分担を変更したときも同様とする。

4 契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人、事務員及び徴収員)

第10条 乙は、自己の使用する者のうちから、現場代理人、事務員及び徴収員を定めて業務の現場に配置し、その氏名を書面をもって甲に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 甲は、前項の現場代理人、事務員及び徴収員が不正行為または不適切な行為を行ったとき、または仕様書第4条第1項に定めるブース勤務を開始する前及びブース勤務を終了した後の所持品等チェックについて、確認担当者が確認を怠ったことにより不正行為が防げなかったとき、もしくは過去に公社が行う業務を妨害する行為等を行った者に該当する等により不適当と認めるときは、書面をもって乙にその者の変更を請求することができる。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、業務の運営及び統括を行うほか、委託金額の変更、委託期間の変更、委託代金の請求及び受領、前項の規定による請求の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなけれ

ばならない。

(現場代理人、事務員及び徴収員の配置等)

第 11 条 乙は、現場代理人、事務員及び徴収員の配置及び勤務方法について、あらかじめ甲に通知しなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 乙は、現場代理人を当該有料道路の料金所に専任で配置するものとする。

(制服・制帽の着用)

第 12 条 乙は、徴収員に甲の承認を受けた制服・制帽を着用させなければならない。

(回数券及び通行料金領収書)

第 13 条 甲は、回数券及び通行料金領収書を乙に交付するものとする。

2 乙は、委託期間が満了したとき、又は第 18 条の規定によりこの契約が解除されたときは、回数券及び通行料金領収書等を甲にすみやかに返納しなければならない。

(報告義務)

第 14 条 乙は、毎日収入調票その他甲が指定する書類を作成し、すみやかに甲に提出しなければならない。また、一ヶ月分の実績を取りまとめ、翌月 10 日までに甲に報告しなければならない。

(甲の指示)

第 15 条 甲は、乙に対し委託業務に関して必要な事項を指示することができるものとし、乙は甲の指示があったときは、すみやかにその指示に従わなければならない。

(非常の場合等の措置)

第 16 条 乙は、災害等非常の事態が発生したときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、報告するいとまがないときは、乙において応急措置を講じすみやかにその旨を甲に報告しなければならない。

(交通事故の処理)

第 17 条 乙は、有料道路において通行者から交通事故の通報を受けたときは、直ちに甲に報告するとともにその処理に関し、所轄警察署その他の関係機関に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができるものとする。

(1) この契約書の条項に違反したとき。

(2) この契約の履行に関し不正の行為があったとき。

(3) 乙又は乙の代理人、使用人その他の従業者が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条の罪又は独占禁止法第 89 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(4) 正当な理由がないのに、業務提案内容を実施しないとき。

(5) 上記各号のほか、お客様の苦情が多く甲の再三の指導にも従わない等、料金徴収業者として不適格であると甲が認めたとき。

(違約金)

第 19 条 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、委託金額の 100 分の 5 に相当する金額(その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として乙から徴収する。

2 甲は、前項の違約金を請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第 20 条 甲は、第 18 条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として乙から徴収する。

2 乙は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める分を甲に賠償しなければならない。

(1) 毎日の収入金額が徴収すべき料金の額に対し不足を生じたときは、当該不足分

(2) 乙が収入金又は回数券を亡失したときは、当該損害分

(3) 前各号に定めるもののほか、乙の責に帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、当該損害分

(保証人に対する履行請求)

第 21 条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、丙に対して業務を履行すべきことを請求することができる。

(1) 業務を履行する見込みがないと明らかに認められる場合。

(2) 委託期間開始時に業務を開始しないとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 丙は、前項の請求があったときは、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

(施設等の貸与)

第 22 条 甲は、本委託業務を行うに必要な別表 2 記載の施設及び物件を乙に無償で貸し付けするものとし、乙はその施設及び物件について善良な管理を行わなければならない。

(その他)

第 23 条 この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

支 払 内 訳

平成30年度	
月	金 額
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
計	

別 表 2

貸 付 施 設 等

1. 建 物

種 別	構 造	面 積	備 考
管理事務所	基礎 コンクリ打ちっばなし 屋根 亜鉛メッキ	258.39 m ²	※使用可能な場所は 下記①のみとする。
車庫	外壁中空セメント板	97.5 m ²	
① 事務室		58.32 m ²	

2. 備 品 等

品 名	数 量	規 格	備 考
机	3		両袖 (1) 片袖 (2)
椅子	3		
金庫	1		
投入金庫	1		
トランク保管庫	1		8 個入
収受員用トランク	18		
硬貨計算機	1		
投入カバン	76		
書庫	2	90×45×90	
更衣ロッカー	3		スチール製
木製台	2	100×200×90	
長机 (折りたたみ)	2		
袖机	1		